

令和2年7月21日

千代田区議会議長
小林 たかや 様

千代田区議会政務活動費交付額等審査会
会長 民谷 嘉輝

千代田区議会政務活動費の交付額について（答申）

令和元年7月16日付31千議会発第85号により当審査会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

千代田区議会政務活動費交付額等審査会

会 長	民谷	嘉輝
副会長	廣瀬	克哉
委 員	本多	教義
委 員	竹内	省介
委 員	上村	友子

答 申

本審査会は、令和元年7月16日、千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第3条の規定に基づき、千代田区議会議長から「千代田区議会政務活動費の交付額について」諮問を受けた。

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、限られた日程で、都合7回にわたり精力的に審査会を開き、前回答申の平成29年7月以降の社会経済情勢の変化及び他自治体における動向とともに、昨年5月の東京地方裁判所の政務調査研究費に関する住民訴訟判決における裁判所の判断や各党派とのヒアリングをも参考に、広範かつ慎重に審査を行った。

なお、交付額に密接に関連する「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）の審査も必要なことから、各党派の支出の中から占める割合の高い費目を中心に審査した。

この結果、当審査会は次のとおり答申する。

1 答 申

(1) 政務活動費の交付額について

月額一議員150,000円を据え置くべきである。

(2) 「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）の見直しについて

- ① 「交通費」のうち、タクシー利用にあたっては、乗降地等の記録の管理を厳格化し、他の公共交通機関を利用しなかった理由を明確にするべきである。
- ② 「印刷費」のうち、区議会活動報告などの政務活動報告書については当面面積割とし、合理的に説明できる割合とするべきである。
- ③ 「レンタル・リース費」のうち事務所経費として事務所の賃料を、バーチャルオフィス、シェアオフィス、レンタルオフィスに係る経費も含め認めるべきである。但し、按分比として2分の1かつ月額5万円を上限とするべきである。

2 理由

(1) 政務活動費の交付額について

交付額決定にあたっては、政務活動費制度導入時からの支出実績や他の自治体の状況を基本に、この制度趣旨を踏まえ総合的に判断することが適切である。

過去3年間の実績では、全交付額に対する全支出額の割合は、令和元年度から平成29年度までの3年間遡ると、約70%、約83%、約78%、と推移している。しかし、会派によっては、年度によって収支に変動があることや自らの方針として政務活動費により支出可能な経費も私費で支出しているケースもある。また、政務活動費については、政務活動にかかわる必要な経費の一部について、一定の上限を設け支弁するものであり、この上限に達しない場合は残額を返還することとなっているため、交付額はあくまで上限を示すものであり、決算ベースでの支出額が減額していることを捉え、直ちに政務活動費を一律減額すべきとは必ずしも言えない。

また、23区の政務活動費の交付状況をみると、区の規模に違いはあるものの、23区平均で一議員月165,435円であり、現状では千代田区議会は平均を下回り、23区全体でも中位に位置している。

更に、レンタル・リース費に事務所の賃料を一定額で認めることと、人件費の用途範囲に一定期間継続して雇用することを引き続き認め、これらの活用を推奨していくこと等を踏まえ、少なくとも当面現行の交付額水準を維持し、据え置くこととする。

(2) 使途基準の見直しの理由について

- ① 「交通費」のタクシー利用にあたっては、昨年5月の東京地方裁判所の政務調査研究費に関する住民訴訟判決における裁判所の判断もあったことから、自己申告を含め使途目的を確認できる方策を厳格化しないと、区民の視点から合理性を判断できない。
- ② 「印刷費」の区議会活動報告などの政務活動報告書については、当該議員個人のPRなど本来の政務活動報告には適さない内容が混在するなど、合理的な判断が困難な場合があるため、按分比で2分の1とする判断もあるが、当面は面積割とし、議員本人が合理的に説明できる割合とする。なお、支出要件として、政務活動報告書は、本来会派の調査研究活動及び議会活動並びに区政について区民に報告するためのものであり、従って、議会報告、調査研究報告、区政の報告、区の課題への提言は認められるが、議員個人のPRにつながる見出し、写真及び文章、プロフィールは適さないものである。当審査会においては、今後の

支出状況により、最終的に按分比で2分の1とする提言もありうることも念頭に置かれない。

- ③ 「レンタル・リース費」のうち事務所経費として事務所の賃料を認めるが、本区の不動産賃借料は高額であり、少数会派によっては全額認めると賃料のみで政務活動費の交付額を超える可能性がある。また、事務所の活用については、政務活動とその他の議員活動が混在するのが通常である等の理由から、按分比として2分の1かつ月額5万円を上限とするものである。更に、低廉で少数会派も利用可能な新しい事務所の形態として、バーチャルオフィス、シェアオフィス、レンタルオフィスの経費も認め、積極的な活用を期待する。

3 今後の検討課題とすべき事項

審査の過程で出された委員意見について、以下に記述する。

- (1) 「人件費」については一定期間継続して雇用する「政務活動を補助する職員」の人件費を按分比で認めている。今後積極的な活用を期待するものである。
- (2) 議員には、政務活動のほか政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動があり、用途によって按分で調整することが合理的である。
- (3) 現行の政務活動費は、会計年度終了時点で精算が必要とされている地方自治法施行令162条に基づく「先払い方式（概算払い方式）」を採っている。一方、「後払い方式（精算払い方式）」は、公金を原資とする現金の保管や精算後の残額返還など会派や区議会事務局において煩雑な事務を伴わない方式であることから、交付の方法について、今後十分に検討すべきである。
ただし、この方式に変更する際には、随時分散的に発生する精算払いの処理ごとに用途や金額の適正さをチェックすることが必要になることから、会派及び区議会事務局のチェック体制の充実が前提となる。当審査会としては、今後会派及び区議会事務局に対し精算払いが可能な体制を整えるよう要望する。
- (4) 政務活動費は、今後とも議員に期待される活動と、そのために公費で負担すべきコストを十分に確認しながら交付額と用途基準を見直していくことが必要である。
政務活動費の見直しについては、区民の視点に立ったうえで、区議会の自主的な判断で行うことが好ましく、より情勢に適応し、区民の理解が得られるものとなることを期待する。

以上